

参議院内閣委員会名簿 21名

2021.06.07 現在

	氏名	よみがな	会派	選挙区	改選時期	室	直通電話	FAX	役職	備考
1	高木 かおり	たかぎ かおり	維新	大阪	令和4年7月25日	306	6550-0306	6551-0306		
2	高野 光二郎	たかの こうじろう	自民	徳島・高知	令和7年7月28日	421	6550-0421	6551-0421		
3	平木 大作	ひらき だいさく	公明	比例	令和7年7月28日	422	6550-0422	6551-0422	理事	
4	徳茂 雅之	とくしげ まさゆき	自民	比例	令和4年7月25日	424	6550-0424	6551-0424	理事	
5	森屋 宏	もりや ひろし	自民	山梨	令和7年7月28日	502	6550-0502	6551-0502	委員長	
6	大家 敏志	おおいえ さとし	自民	福岡	令和4年7月25日	518	6550-0518	6551-0518		
7	宮島 喜文	みやじま よしふみ	自民	比例	令和4年7月25日	601	6550-0601	6551-0601		
8	石川 博崇	いしかわ ひろたか	公明	大阪	令和4年7月25日	616	6550-0616	6551-0616		
9	吉川 沙織	よしかわ さおり	立憲	比例	令和7年7月28日	617	6550-0617	8551-0617		
10	山田 太郎	やまだ たろう	自民	比例	令和7年7月28日	623	6550-0623	6551-0623		
11	塩村 あやか	しおむら あやか	立憲	東京	令和7年7月28日	706	6550-0706	6551-0706		
12	木戸口 英司	きどぐち えいじ	立憲	岩手	令和4年7月25日	715	6550-0715	6551-0715	理事	
13	酒井 庸行	さかい やすゆき	自民	愛知	令和7年7月28日	723	6550-0723	6551-0723	理事	
14	杉尾 秀哉	すぎお ひでや	立憲	長野	令和4年7月25日	724	6550-0724	6551-0724		
15	柴田 巧	しばた たくみ	維新	比例	令和7年7月28日	816	6550-0816	6551-0816		
16	山添 拓	やまぞえ たく	共産	東京	令和4年7月25日	817	6550-0817	6551-0817		
17	田村 智子	たむら ともこ	共産	比例	令和4年7月25日	908	6550-0908	6551-0908		
18	山谷 えり子	やまたに えりこ	自民	比例	令和4年7月25日	1107	6550-1107	6551-1107		
19	古賀 友一郎	こが ゆういちろう	自民	長崎	令和7年7月28日	1206	6550-1206	6551-1206		
20	矢田 わか子	やた わかこ	民主	比例	令和4年7月25日	1212	6550-1212	6551-1212	理事	
21	和田 政宗	わだ まさむね	自民	比例	令和7年7月28日	1220	6550-1220	6551-1220		

国民を監視し、私権制限や運動弾圧をもたらす 「土地利用規制法案」の慎重審議と廃案を求めます

様

参議院内閣委員会で審議されている「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」（略称「土地利用規制法案」）は、「安全保障に寄与する」という名のもとに、国民を監視し、土地に関する私権を制限するとともに、安全な生活を守るための調査や抗議など住民の正当な活動が抑圧される重大な恐れがあります。

この間の衆議院での審議を通じて、この法案の違憲性はいつそう明らかになっています。

法案は、「重要施設」などの「機能を阻害する行為」や「機能を阻害する明らかなおそれ」がある場合、内閣総理大臣が利用中止の勧告・命令をおこなうことができ、命令に応じない場合刑罰を科することができるとしています。政府は、「機能を阻害する行為」について、電波妨害、盗聴、侵入などを想定していると言いますが、具体的内容は法案成立後に政府の裁量で決められる「基本方針」で定めることになっています。このような抽象的な規定で、国民を罰することは許されません。

また、基地などの周辺の土地への調査内容が際限なく広がる危険があることも問題です。法案では、政府が収集できる情報について「その他政令で定めるもの」「内閣府令で定める事項」としており、国会のチェックは及ばず、政府の判断で、思想信条や所属団体、家族・友人関係などが調べられる危険があります。過去に、自衛隊のイラク派兵に反対する国民を自衛隊情報保全隊が監視していた事実もあり、決して杞憂ではありません。

さらに、基地などの近隣住民の監視、基地に対する抗議行動の規制が政府の恣意的判断で実行されることとなります。例えば、低空飛行、爆音被害、部品落下、有機フッ素化合物の混じる泡消火剤流出などの基地被害を押し付けられている周辺住民や基地の監視・抗議にとりくむ運動の弾圧に使われることにもなりえます。

沖縄では、多くの住宅などが基地から 1 キロ以内となります。これらの基地は、住民の土地を強奪して造られたもので、基地の重圧に苦しむ県民にさらなる負担を押し付けることは到底認められません。

今回の法案には、立法事実がないことも問題です。防衛省が 2013 年以降に 2 回も実施した基地周辺の土地所有状況の調査結果でも運用に支障をきたす事例は確認されていません。

戦前・戦中には、軍事施設周辺などでの立ち入りや撮影等の行為を全面禁止・処罰する「要塞地帯法」により国民が弾圧されました。この法律は日本国憲法のもとでは廃止され、軍事のための土地収用は除外されています。今回の法案はまさに戦前回帰ともいえるべきものです。

私たちは、「土地利用規制法案」の慎重審議と速やかな廃案を求めます。

<私の意見>

月 日

団体または個人名()